

平成22・23年度 豊根村入札参加資格審査申請要領（建設工事）

豊根村が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札に参加するには、入札参加について資格審査を受けなければなりません。

資格審査を希望される方は、当要領に基づき、あいち電子調達共同システム（CALS/E C）（以下「電子調達システム（CALS/EC）」という。）により、適正な入札参加資格審査申請（以下「申請」という。）を行ってください。

1 申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) あいち電子自治体推進協議会に参加している自治体に共通する要件

ア 資格審査を希望する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく建設業の許可（許可の更新申請中のものを含む。）を受けていること。

イ 資格審査を希望する業種について、次の経営事項審査の総合評定値の通知を受けていること。

(ア) 「定時受付」に申請される方

審査基準日（決算日）が平成20年7月1日から平成21年6月30日の間にあるもの。

ただし、平成21年7月1日以降の審査基準日において、合併・分割・事業譲渡による経営事項審査を受審した場合、決算期の変更等により審査基準日（決算日）が上記期間に該当しない場合には、申請時に変更後の審査基準日における経営事項審査の総合評定値の通知があるときに限り、この要件を満たしているものとします。

(イ) 「随時受付」に申請される方

申請日からさかのぼって1年7か月以内の日を審査基準日とするもの。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しないこと。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ないものを参加させることができない。

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

エ 次に掲げる愛知県税及び国税が未納でないこと。（ただし、愛知県に納税義務がある事業者に限る）

（愛知県税）

法人の場合：法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）及び自動車税

個人の場合：個人事業税及び自動車税

（国税）

法人の場合：法人税、消費税及び地方消費税

個人の場合：申告所得税、消費税及び地方消費税

(2) 豊根村が独自に設定する要件

次に掲げる豊根村税が未納でないこと。（ただし、豊根村に納税義務がある事業者に限る）

法人の場合：法人村民税、固定資産税

個人の場合：村民税、固定資産税

2 申請の方法

(1) 申請を行おうとする者は、電子調達システム（CALS/EC）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

入力にあたっては、上記ポータルサイトに掲示（上記ポータルサイトの「操作手引書／チュートリアル」タブ → 「入札参加資格審査申請」）されている、入札参加資格申請の操作手引書（以下「操作手引書」）を参照してください。

(2) 申請は、支店等の有無にかかわらず、電子入札コアシステムに対応した民間認証局が発行する本店（建設業法上の主たる営業所）の代表者名義のICカードで行ってください。

(3) 豊根村と契約する営業所については、本店（本社）以外に支店や営業所等を開設している場合でも、本店（本社）を含めてどこか1つの営業所で申請してください（複数の営業所等の申請はできません）。

契約を締結する営業所には、建設業法上の営業所としての設置の許可及びその営業所における業種の許可が必要です。（建設業許可の手引きを参照してください。）

(4) 申請内容の入力にあたっては、画面上の注意、申請者操作手引書及び「申請上の注意点」に従ってください。

(5) 申請内容の送信後、速やかに4（1）で示す別送書類を送付してください。

(6) 世界貿易機関（WTO）の特定調達に係る特定役務の入札のみを希望する場合は、申請時に4（3）に記載する提出先にその旨を申し出てください。（この取扱いは、具体的な案件等がある場合に限り行います。）

3 受付期間

(1) 定時受付

平成22年1月4日（月）～平成22年2月15日（月）

平日（日曜日及び土曜日、祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで

(2) 随時受付

平成22年4月1日（木）～平成24年1月31日（火）

平日（日曜日及び土曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時まで

4 別送書類

データ送信後、（1）に記載する書類を各1部、（2）に記載する提出期日までに郵送により提出してください。また、郵送する封筒に、データ送信後の到達確認画面で帳票できる「別送書類送付票」を貼って送付してください。

別送書類（各種証明書等）は、申請日において発行日より3か月以内のものとし（写し可）。

(1) 提出する書類等

ア あいち電子自治体推進協議会に参加している自治体との共通審査項目に関する書類
申請先自治体の中から、代表して申請要件を審査する自治体（以下「代表審査自治体」という）が申請画面で示されますので、その自治体が審査を行うこととなります。

書類名	摘 要	
納税証明書 (国税)	代表審査自治体が豊根村の場合	納税証明書（「その3の2」又は「その3の3」） ・個人の方は「その3の2」 ・法人の方は「その3の3」 （本店所在地を管轄する税務署（窓口又はオンライン）で交付を受けることができます） 上記の書類を（3）の提出先へ郵送してください。
	代表審査自治体が豊根村以外の場合	上記の書類を、申請画面で表示された代表審査自治体に送付してください。
納税証明書 (県税)	代表審査自治体が愛知県の場合	提出書類は不要です。 申請時に入力した課税番号で確認します。 ※ただし、納税状況が確認できない場合は、愛知県県税事務所発行の納税証明書を求めることがあります。
	代表審査自治体が豊根村の場合	次のいずれかの書類を（3）の提出先に送付してください。 ・愛知県県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用） ・愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」
	代表審査自治体がその他の場合	上記の書類を、申請画面で表示された代表審査自治体に送付してください。

イ 豊根村が独自に設定する要件に関する書類

豊根村税（豊根村に納税義務がある事業者に限る）における法人村民税又は村民税、固定資産税が未納でないことの確認について、提出書類は不要です。

（なお、豊根村以外の申請先自治体が要とする別送書類については、データ送信後の到達確認画面で確認できます。）

(2) 提出期日

データ送信後の申請内容の修正は受け付けられませんので、送信の前に十分に内容をご確認ください。

① 定時受付

データ送信日から7日以内必着。データ送信日と同日の発送にご協力ください。

（ただし、最終提出期限は、平成22年2月19日（金）必着。）

② 随時受付

データ送信日から7日以内。

※上記①、②の提出期日の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの間に当たる場合はその日以後の最初の平日とします。

(3) 提出先

【代表審査自治体】

代表審査自治体はシステムで自動決定されますので、申請データ送信後、画面上で送付先の確認をお願いします。

【代表審査自治体が豊根村の場合】

〒449-0403 愛知県北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2

豊根村役場総務課総務係契約担当

TEL 0536-85-1311 (内線40)

FAX 0536-85-1164

5 資格審査

資格審査は、前記「1 申請者の要件」を満たしていることを確認します。

6 審査（格付）状況照会

電子調達システム（CALS/EC）にアクセスして審査（格付）の進捗状況を参照することができます。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会/補正」 → 「申請状況照会/補正申請/取下げ申請」から、現在の状況を確認することができます。（操作手引き書6.1を参照してください）

なお、別送書類及び申請内容に不備等がある場合には、申請先自治体から補正指示が出されている場合があります。データ送信後、必ず、審査（格付）の進捗状況を確認してください。（補正申請をしない場合、不受理となる場合があります。）

7 審査結果

電子調達システム（CALS/EC）にアクセスして審査（格付）結果を参照することができます（書面による通知は行いません。）。

「入札参加資格申請（本人による申請）の照会・補正」 → 「格付結果照会」
（操作手引き書11.1を参照してください）

なお、定時受付の場合は、平成22年3月末に審査終了のメールが送信される予定であり、平成22年4月1日から格付結果の参照が可能です。

8 資格の有効期限

入札参加資格決定の日（定時受付分は平成22年4月1日）から平成24年3月31日まで有効とします。

ただし、平成24年4月1日以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有します。

9 会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う入札参加資格の取扱いについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定による特定調達契約の対象となる競争入札参加資格者として認められた方であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始決定

又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始決定を受けた方は、再度の申請をし、認定を受ける必要があります。

10 グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査における結果に基づく入札参加資格の取扱いについて

平成20年国土交通省告示第85号附則四又は六の規定に基づき国土交通大臣が企業集団として認定した場合には、当該企業集団の代表建設業者として経営事項審査の結果の通知を受けた者は、当該企業集団の代表建設業者として再登録を受けることができます。

その場合、当該企業集団に属する代表建設業者以外の建設業者が現に登録されているときは、当該建設業者の登録を取り消すこととなります。

11 入札参加資格決定後における登録内容の変更について

登録内容に変更等が生じた場合は、下記のとおり速やかに変更の手続きを行ってください。

ただし、定時受付分に係る申請後の変更は、平成22年4月以降に受け付けます。

(1) 申請方法

〈次表変更等事項中①から⑧の事項〉

電子調達システム（CALS/E C）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

〈次表変更等事項中⑨から⑪の事項〉

代表審査自治体が豊根村でない場合は、添付書類は不要です。

(2) 添付書類（各種証明書等）

〈次表変更等事項中①から⑧の事項〉

添付書類は不要です。

〈次表変更等事項中⑨から⑪の事項〉

代表審査自治体が豊根村でない場合は、添付書類は不要です。

(3) 提出期日

データ送信日から7日以内。

※提出期日の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの間に当たる場合はその日以後の最初の平日とします。

(4) 提出先

〒449-0403 愛知県北設楽郡豊根村下黒川字蔵平2

豊根村役場総務課総務係契約担当

TEL 0536-85-1311（内線40）

FAX 0536-85-1164

変 更 等 事 項	添 付 書 類 (別送書類)
① 商号又は名称(支店営業所を含む。)	なし
② 所在地、郵便番号又は電話番号 (支店営業所を含む。)	なし
③ 建設業許可(業種追加を除く。)に関する事項	なし
④ 登録等に関する事項	なし
⑤ 資本金(法人のみ)	なし
⑥ 代表者の職名又は氏名	なし ※1ただし、代表者氏名が変わる場合は、別に I C カードの変更・登録が必要です。
⑦ 電話番号、FAX 番号又は E メールアドレス	なし
⑧ 廃業又は取下げ	なし
⑨ 個人から法人への組織変更	(例) 個人の建設業廃業届又は許可取消通知書の写し、 法人の建設業の許可を証する書面(許可通知書の写し等)、 登記事項証明書の写し、個人廃業時及び法人の 経營業務の管理責任者証明書の写し並びに法人 の建設業許可申請書(別表を含む。)の写し
⑩ 合併、営業権譲渡等による 事業の承継	(例) 事業を承継した法人の建設業の許可を証する書面 (許可通知書の写し等)、合併・営業権譲渡等契約 書の写し、法人の規模により合併・営業権譲渡等 に関する公正取引委員会の届出受理書の写し、登記事 項証明書並びに事業を承継した法人の建設業許可申 請書又は建設業の許可に関する変更届出書及びそれ らの書類に添付した別表の写し
⑪ 相続による事業の承継	(例) 相続関係を証する書面(戸籍謄本等)及び相続人 の建設業の許可関係を証する書面(許可通知書の写 し等)

変更事項⑨～⑪については、営業の同一性が認められる場合のみ入札参加資格を承継することができます。また、内容確認のため上記以外の添付書類を提出していただく場合や、内容確認のため来庁していただく場合があります。

※ あいち電子調達共同システム(CALS/E C)の利用規約「代表者が変更になった場合の利用者 I Cカード登録手順」を参照してください。

12 その他

- (1) 申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は、指名停止措置や入札参加資格の取消しの対象となる場合があります。
- (2) 申請後、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求めることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。
また、証明書面は、入札参加資格者名簿の有効期間中は保管しておいてください。
- (3) 当該申請に基づく入札参加資格者名簿は、電子調達システム（CALS／EC）」の入札情報サービスで公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。
- (4) 公共工事を直接官公庁から受注しようとする方は、この申請とは別に、経営事項審査を毎年速やかに受ける必要があります。

【申請上の注意点】

電子調達システム

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.html>

申請内容の入力を行う前に、各申請先自治体の申請項目、別送書類等をご確認ください。

申請の際は、操作手引書（上記ポータルサイトの「操作手引書」タブ → 「入札参加資格審査申請」「5-1 建設工事新規申請」）に従ってください。

1 申請者情報入力

「電子調達システム（CALS/EC）」に掲載の操作手引書、画面上の指示に従って入力してください。

(1) 建設業許可番号等

一般建設業許可と特定建設業許可を共に保有している方は、必ず「特定」を入力してください。

(2) 経営事項審査基準日

ア データ送信時に経営事項審査結果と申請内容との照合を自動で行っています。照合の結果不整合が生じる場合は、「仮受付」となり、その旨のメールが自動的に申請者連絡先に設定したメールアドレスに送信されます。この場合、まだ申請先自治体へのデータ送信が完了していません。補正指示メールが届きましたら、経営事項審査結果通知書の内容と申請内容を再度確認し、補正申請（操作手引書8.1参照）を行ってください。なお、定時受付の場合は審査基準日が平成20年7月1日から平成21年6月30日の間の日付で入力されているかご確認ください。

(補正申請が必要な例)

- ・該当する許可番号の経営事項審査結果が存在しない。
→ 許可番号の入力が正しいか確認してください。
- ・該当する審査基準日の経営事項審査結果が存在しない。
→ 審査基準日の入力が正しいか確認してください。
- ・2(3)の「資格審査を希望する業種」でチェックした業種について、経営事項審査結果が存在しない。
→ 経営事項審査を受けていない業種を申請することはできません。

イ 以下の事例に該当する場合は、必ず仮受付となります。管理自治体（※）で対応しますので、画面表示される管理自治体に連絡してください。

①経営事項審査の結果通知を受けた後で許可番号の変更（知事許可から大臣許可など）があり、結果通知の許可番号と一致しない許可番号で申請している場合。

②経営事項審査の結果通知を受けた後で許可区分（特定・一般）の変更があり、結果通知の許可区分と一致しない区分で申請している場合。

※管理自治体については、操作手引書3.1及び6.1を参照してください。

ウ 定時受付において、以下の事例に該当する場合は、例外的に審査基準日を平成21年7月1日以降で入力することとなります。データの送信後、管理自治体に連絡してください。

①平成21年7月1日以降の審査基準日において、合併・分割・事業譲渡による経営事項審査を受審し、その結果通知が申請日の時点で到達している場合。

- ②決算期の変更により、審査基準日を平成20年7月1日から平成21年6月30日の期間内とする経審を受審していない場合。ただし、平成21年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。
- ③平成21年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査が初めての受審である場合又は平成20年7月1日から平成21年6月30日の期間を審査基準日とする経営事項審査を何らかの理由で受審していない場合。ただし、平成21年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。
- ④平成21年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査において、平成21年6月30日以前を審査基準日とする経営事項審査において受審していない業種を新たに受審し、その業種について申請を行っている場合。ただし、平成21年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知が到達している場合に限る。

(3) 申請者情報

・所在地

入力欄には、プルダウンメニューで選択した以降の住所のみ入力してください。

(名古屋市の場合、区までプルダウンメニューで選択してください。)

(例)

愛知県 ▼	名古屋市中区 ▼
三の丸3-1-2	

※市制施行・市町村合併に関係する方の住所入力については以下のとおりです。

- ・みよし市（三好町） 市制施行後の住所で申請してください。
- ・豊川市（豊川市・小坂井町） 合併後の住所で申請してください。
- ・あま市（七宝町・美和町・甚目寺町） 合併前の住所で申請してください。
- ・フリガナ

「カブシキガイシャ」や「(カブ)」などは入力せず、社名のみのフリガナを入力してください。

・代表者職氏名

個人事業主の場合、「代表者職氏名 (役職)」は空欄にしてください。

・連絡先

補正指示や審査終了などのメールがこのE-Mailアドレスに送られますので、入力内容に注意してください。

(4) 申請先選択

申請を行う自治体にチェックを入れてください。

なお、定時受付期間中は、自治体を追加申請することはできません。必ず申請する自治体全てにチェックを入れてデータの送信を行ってください。

2 契約営業所入力

画面及び操作手引書に従って入力してください。

(1) 所在地

契約を締結する営業所の住所は、通常統一的に使用する住所を記入してください。

入力欄には、プルダウンメニューで選択した以降の住所のみ入力してください。

(名古屋市の場合、区までプルダウンメニューで選択してください。)

(例)

愛知県 ▼	名古屋市中区 ▼
三の丸3-1-2	

※市制施行・市町村合併に関係する方の住所入力については「1 (3) 申請者情報」と同様です。

- (2) 契約を締結する営業所を本店（本社）以外とする場合の委任事項
委任期間は平成22年4月1日から入札参加資格の有効期限（平成24年3月31日）までとします。
- (3) 契約を締結する営業所の許可業種
契約を締結する営業所で受けている許可業種を選択してください。
- (4) 資格審査を希望する業種
別表1「発注工事の種類に対し資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする許可業種（例示）」、別表2「業種の略号」及び別表3「専門工事の略号」を参照の上、資格審査を希望する業種を選択してください。
なお希望業種は、1 (2) で入力した審査基準日の経営事項審査において総合評定値を受けている業種でなければなりません。

3 共通情報入力

- (1) 資本金（法人のみ）
申請時点での資本金額を入力してください。
申請時点のため、経営事項審査の総合評定値通知書に記載の資本金額と相違があっても構いません。
- (2) 営業年数
建設業許可を取得してから申請時までの営業年数を記入してください。
（1年未満端数は切り捨て）
- (3) 建設業労働災害防止協会
労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）に基づき設立された団体への加入又は未加入を入力してください。
また、加入している場合は、建設業労働災害防止協会加入証明書に記載してある会員番号及び交付年月日を記入してください。なお、電子調達システム（CALS/EC）上の制限から会員番号が入力できない場合は、「00000000」を入力してください。
（照会先：建設業労働災害防止協会愛知県支部〔電話052-242-4441〕）
- (4) 建設業退職金共済制度
中小企業退職金共済法（昭和39年法律第160号）に基づき創設された勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業への加入又は未加入を入力してください。
また、加入している場合は、建設業退職金共済事業加入・履行証明書に記載してある共済契約者番号及び証明書番号を記載してください。なお、電子調達システム（CALS/EC）上の制限から会員番号が入力できない場合は、「00000000」を入力してください。
（照会先：建設業退職金共済機構愛知県支部〔電話052-243-0871〕）
- (5) ISO認証取得状況

申請時において、ISO9001, ISO14001のいずれかについて、(財)日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関からの認証又は未認証を入力してください。認証の場合は、認証番号を入力してください。電子調達システム(CALS/EC)上の制限から認証番号が入力できない場合は、「00000000」を入力してください。

(6) 常勤職員数

申請日現在において常時雇用している従業員の数を入力してください。

本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項(定期・定額の給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等)を有することをいいます。

なお、「技術職員」及び「事務職員」は専ら建設業に従事している職員を、「その他職員」はそれ以外(兼業部門等)の職員を指します。

(7) 有資格者技術職員数等

ア 申請日現在における有資格者数を入力してください。なお、資格者の人数は、会社全体での資格者数とし、1人で何種類も資格のある方については、該当する資格の欄すべてに入力してください。ただし、1級〇〇・2級〇〇については上位のもののみを入力してください。

イ 「合計」欄には該当する資格の延べ数を、「実人員」欄には実際の資格取得者数を入力してください。

なお、「技術士」は技術士法に定められた技術士を指し、「技能士」とは異なります。

「その他の技術者」は、建設業法で規定する主任技術者になりうる者を指します。

(8) 監理技術者資格者証所持者数

ア 申請日現在における監理技術者資格者証所持者を業種別に入力してください。なお、資格者証所持者の人数は、会社全体での資格者数とし、1人で何種類も資格を有する方については、該当する資格の欄すべてに入力してください。

イ 「合計」欄には該当する資格の延べ数を、「実人員」欄には実際の資格取得者数を入力してください。

4 個別情報入力

(1) 障害者雇用率達成状況

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく身体障害者又は知的障害者の雇用義務を達成し、同法第43条第5項に規定する厚生労働大臣(管轄公共職業安定所)への報告をしている場合、又は、同法に基づく報告義務のない方で身体障害者又は知的障害者(障害者雇用率制度上における障害者の範囲に該当する者に限る)を雇用している場合は、「達成」を選択、そうでない場合は「未達成」を選択してください。

(2) 労働者災害補償保険の加入状況

労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づく労災給付に加入している場合は、「加入」を選択、そうでない場合は「未加入」を選択してください。

(3) 外資状況

外資系企業(日本国籍会社を含む。)のみ「国名」に外国名を、「(比率 %)」内に当該国の資本比率を入力してください。

なお、「(2) 日本国籍会社(比率100%)」とは100%外国資本の会社を、「(3) 日本国籍会社()」とは一部外国資本の会社をそれぞれさします。

(4) 適格組合証明

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合については、中小企業庁(経済産業局及び沖縄総合事務局)が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を入力してください。

(5) グループ経審

平成20年国土交通省告示第85号附則四又は六の規定に基づき国土交通省が企業集団として認定した建設業者に係る経営事項審査(グループ経審)の認定を受けている場合は、「企業集団及び企業集団についての数値等認定書」の通知年月日、企業集団に属する企業の商号又は名称及び建設業の許可番号を入力してください。

(6) 専門工事实績内容

豊根村への申請においては入力不要です。

(7) 税の未納がないことの確認(愛知県に納税義務がある事業者に限る。)

要領1(1)エにおいて指定する国税及び愛知県税について、未納がないときは、「はい」を、そうでないときは「いいえ」をそれぞれ選択してください。

(なお、愛知県に納税義務のない事業者の方は、「はい」を選択してください。)

(8) 納税状況の確認についての同意(豊根村に納税義務がある事業者に限る。)

要領1(2)において指定する豊根村税について、豊根村が納税状況を確認することについて同意する場合は、「はい」を選択してください。また、確認することについて同意される場合、「課税番号」欄に豊根村からの納税通知書に記載されている「納税通知書番号」を入力してください。複数の税目の納税通知書があり通知書番号が異なる場合は、村民税、固定資産税のいずれかの通知書番号を1つ入力してください。

別表1 発注工事の種類に対し資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする許可業種（例示）

番号	発注工事の種類（例示）	左の工事種類に対し、資格審査申請及び専門工事の登録を必要とする業種
1	一般土木工事 （総合的に建設する橋梁工事等の土木工作物を含む。）	土木工事業 （なお、プレストレストコンクリート工事の場合、専門工事の申請が必要です。）
2	舗装工事	舗装工事業
3	しゅんせつ工事 （しゅんせつ船を必要とする工事）	しゅんせつ工事業
4	造園植栽工事	造園工事業
5	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
6	法面処理、ボーリンググラウト、くい打ち、コンクリート打設、モルタル吹付、種子吹付各工事	とび・土工工事業
7	道路標識等設置工事	
8	道路区画線工事	
9	土木工作物塗装工事	塗装工事業
10	建築物塗装工事	
11	下水処理設備工事	水道施設工事業
12	管製作接合工事	〔工事内容に応じて〕 水道施設工事業、鋼構造物工事業
13	水道施設工事	〔工事内容に応じて〕 水道施設工事業、土木工事業
14	機械設備工事 （電気設備、電気通信設備、消防施設に該当するものを除く。）	機械器具設置工事業
15	一般建築工事	建築工事
16	建築物除去工事	とび・土工工事業
17	防水工事	防水工事業
18	汚水処理施設工事	〔工事内容に応じて〕 清掃施設工事業、管工事業
19	さく井工事	さく井工事業
20	管、空気調和設備、冷暖房設備各工事	管工事業
21	電気設備工事	電気工事業
22	電気通信設備工事	電気通信工事業
23	畳工事	内装仕上工事業
24	建具工事	建具工事業
25	消防施設工事	消防施設工事業

（注）一般土木工事及び一般建築工事以外の工事でも、当該発注工事の内容が、技術、その他の理由により、土木工事業者又は建築工事業者への発注が適当と認められる場合には、この表にかかわらず、その工事を一般土木工事又は一般建築工事とする場合があります。

別表2 「契約を締結する営業所の許可業種」及び「資格審査を希望する業種」の略号

略号	業 種 名	略号	業 種 名	略号	業 種 名
土	土木工事業	鋼	鋼構造物工事業	絶	熱絶縁工事業
建	建築工事業	筋	鉄筋工事業	通	電気通信工事業
大	大工工事業	舗	舗装工事業	園	造園工事業
左	左官工事業	しゅ	しゅんせつ工事業	井	さく井工事業
と	とび・土工工事業	板	板金工事業	具	建具工事業
石	石工事業	ガ	ガラス工事業	水	水道施設工事業
屋	屋根工事業	塗	塗装工事業	消	消防施設工事業
電	電気工事業	防	防水工事業	清	清掃施設工事業
管	管工事業	内	内装仕上工事業		
夕	タイル・れんが・ブロック工事業	機	機械器具設置工事業		

別表3 専門工事を希望する業種の略号

業 種 名	工 事 内 容	略号
土木工事業	プレストレストコンクリート(PC)	プ
とび・土工・コンクリート工事業	道路標識工事 防護柵工事 視線誘導標工事 反射鏡工事 道路鋸工事 遮音壁工事 法面保護工事	標 防 視 反 鋸 遮 法
塗装工事業	路面標示工事	路